

工事計画認可申請書の概要

1. 申請状況

島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性確認審査に係る「工事計画認可申請書」は、2回に分割して提出することとしていました。(表1参照)

表1 工事計画認可申請の内容

申請回数	主な申請内容
初回 (H25.12.25)	・ 重大事故等対処施設の詳細設計等 (設備の仕様, 強度評価, 耐震性評価等)
今回	・ 既設の耐震上重要な施設等(表2参照)の 耐震性評価

2. 工事計画認可申請(今回)の概要

今回の工事計画認可申請では、基準地震動 S_s (S_s-1 :600ガル, S_s-2 :586ガル, S_s-3 :489ガル, S_s-4 :585ガル)および弾性設計用地震動 S_d^* に対する既設の耐震上重要な施設等の耐震性について、評価方法、評価基準値、評価結果等を取りまとめました。

主な評価対象施設は表2のとおりです。

評価の結果、既設の耐震上重要な施設等について、基準地震動 S_s および弾性設計用地震動 S_d に対する耐震性が確保されていることを確認しました。

※ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下、「設置許可基準規則」という。)およびその解釈に基づき、耐震安全上重要な施設の基準地震動 S_s に対する安全機能の保持をより高い精度で確認するために、施設の弾性設計において用いる地震動。

表2 評価対象施設

区分	評価対象施設
建物・構築物	原子炉建物, 制御室建物, タービン建物, 廃棄物処理建物
機器・配管系	原子炉圧力容器, 原子炉格納容器, 残留熱除去系熱 交換器, 残留熱除去系ポンプ, 残留熱除去系配管, 主蒸気系配管, 制御棒(挿入性)等
土木構造物	取水槽, 屋外配管ダクト(タービン建物~排気筒)